

平成25年度吉川市立学校給食センター運営委員会

次 第

日時：平成26年2月7日（金）

午前10時30分より

会場：第一学校給食センター2階会議室

1 開 会

2 委嘱書交付

3 あいさつ

4 委員紹介・職員紹介

5 会長、副会長の選出

6 議 題

(1) 学校給食費の金額設定について検討

資料1

(2) 平成26年度給食計画について

資料2

(3) その他

7 給食試食会

8 閉 会

平成25年度吉川市立学校給食センター運営委員会名簿

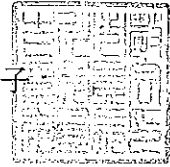
選出区分		氏名	役職名	備考
1号	小学校長	青木幹男	関小学校長	
2号	中学校長	内藤健司	東中学校長	
3号	小学校PTA会長	松浦千歌	吉川小学校PTA会長	
		露崎恵実子	関小学校PTA会長	
4号	中学校PTA会長	坂本志津子	南中学校PTA会長	
5号	市議会議員	遠藤義法	文教福祉常任委員	
6号	学識経験者	秋本憲一	学校医	
		加藤寛司	文教大学非常勤講師	

教 学 第 2148 号

平成26年1月30日

吉川市立学校給食センター運営委員会会長 様

吉川市教育委員会教育委員長 木村弘子



消費税率変更後の学校給食費の金額の設定について（諮問）

平成26年4月から消費税率が現在の5%から8%に引き上げられることとなっております。つきましては、税率が変更された後であっても安全で安心な給食をこれまでどおり提供するため、給食食材の調達、給食の質、及び、保護者へ与える影響などを総合的に勘案していただき、学校給食費に関する下記の事項につきまして貴委員会のご意見を賜りたいと存じます。

記

諮問事項

- 1 消費税率変更後の学校給食費の金額の設定について  
平成26年4月から消費税率が8%に引き上げられた後についても、当面の間は学校給食費を現状のまま据え置くことについて検討すること。

## 学校給食費の金額設定について検討

## 1. 吉川市における学校給食費の推移

改定年月	小学校		中学校		改定期間
	給食費(円)	増減(円)	給食費(円)	増減(円)	
昭和 46 年 10 月	1,300		1,600		
昭和 49 年 1 月	1,600	300	2,000	400	2 年 3 ヶ月
昭和 49 年 9 月	2,200	600	2,700	700	8 ヶ月
昭和 51 年 4 月	2,700	500	3,200	500	1 年 7 ヶ月
昭和 52 年 4 月	2,900	200	3,400	200	1 年
昭和 57 年 4 月	3,100	300	3,700	300	5 年
平成 5 年 4 月	3,400	300	4,000	300	11 年
平成 12 年 4 月	3,700	300	4,400	400	7 年

## 2. 東部教育事務所管内市町の学校給食費（平成 25 年 4 月 1 日現在）

市町名	調理方式	小学校		中学校	
		給食費(円)	回数	給食費(円)	回数
行田市	センター式	3,650	188	4,400	188
加須市	センター式	3,800	190	4,400	190
春日部市	センター式	3,800	188	4,450	187
	自校式	4,300	188	4,800	187
羽生市	センター式	4,100	195	4,900	195
越谷市	センター式	3,600	179	4,350	179
久喜市	センター式	3,880	185	4,600	182
	自校式	3,880	185	—	—
八潮市	鍾馗式	3,700	183	4,350	180
三郷市	センター式	3,650	187	4,400	186
蓮田市	自校式	3,800	185	4,400	185
幸手市	自校式	4,000	192 以内	4,600	192 以内
宮代町	センター式	4,100	185	4,800	185
白岡町	自校式	3,900	187	4,500	187
杉戸町	センター式	4,000	189	4,700	189
松伏町	センター式	3,800	185	4,300	185
吉川市	センター式	3,700	189	4,400	189
県平均		3,840	187	4,549	186

3. 給食食材物資等の価格上昇率（平成13年度に対する平成24年度）

種 類	上昇率(%)	種 類	上昇率(%)
主食	5.29	野菜類	23.64
牛乳	20.36	油脂・調味料	5.73
魚介類	8.47	調理食品	29.44
肉類	△2.97		
平均上昇率	14.21		

4. 5市1町での平成26年度以降の学校給食費の改定状況（平成26年1月22日現在）

市町名	改定の状況	
	平成26年度	平成27年度
草加市	検討中	今後検討
	消費税率増加相当分の値上げをするか否かを検討している。	状況をみて判断していく。
越谷市	据え置き	今後検討
	教育委員会で据え置くことを決定した。	平成27年10月に消費税率が10%に引き上げられた場合には、食材の物価等を加味し値上げを検討せざるを得ない。
八潮市	値上げ	今後検討
	消費税率増加相当分を値上げする。今後、保護者へ説明していく。	平成27年10月の消費税率引き上げ状況により値上げを検討する。
三郷市	据え置きを検討	今後検討
	当初、消費税率増加分の値上げを検討していたが、据え置くことで2月の運営委員会へ報告する。	平成27年10月に消費税率が10%に引き上げられた場合には、値上げを検討する。
松伏町	据え置き	今後検討
	平成27年10月に消費税率の増加が予定されているため。	平成27年10月に消費税率が10%に引き上げられた場合には、値上げを検討する。
吉川市	据え置きを検討	今後検討
	献立や食材の購入で工夫し、給食の質を下げないよう努力する。また、平成27年10月に更なる消費税率の増加が予定されていることから、頻繁に値上げをすることで保護者の負担が増・混乱を避けることから据え置きを検討する。	平成27年10月に消費税率が10%に引き上げられた場合、現在の水準を保つことは難しくなることが想定される。その場合には食材の物価上昇率等を加味したうえで、値上げも視野に入れて検討する必要がある。運営委員会に諮り判断していく。

## 平成 26 年度 学校給食計画

## 1 児童生徒見込み数及び職員数

項目 学校区分	給食形態	給食供給予定数 (人)		
		児童生徒数	職員数	計
小学校	完全給食	4,360	200	4,560
中学校	完全給食	2,166	114	2,280
計		6,526	314	6,840

※1 児童生徒数については、平成 25 年 12 月現在。

※2 職員数については、平成 26 年 1 月現在。

## 2 学校給食計画回数

学校区分	1 学期		2 学期		3 学期		給食回数
	開始	終了	開始	終了	開始	終了	
小学校	4月10日(木)	7月16日(水)	9月2日(火)	12月19日(金)	1月9日(金)	3月23日(月)	190回
中学校	4月10日(木)	7月16日(水)	9月2日(火)	12月19日(金)	1月9日(金)	3月24日(火)	190回

☆卒業式予定：小学校 3 月 24 日 (火)、中学校 3 月 13 日 (金)

## 小学校1年生補食給食期間

4月11日(金) ~ 4月17日(木)	5回
---------------------	----

## 3 主食の供給割合

主食区分	週 5 回	曜 日
ご 飯	週 4 ~ 1 回	月・水・金 ・火・木
パ ン	週 0 ~ 1 回	火
め ん	週 0 ~ 1 回	木

## 4 その他

- ・食教育、栄養教育の推進。
- ・卒業生（小学校）を対象にお楽しみ給食を実施。

平成26年度学校給食回数早見表

学期 日/月	1 学 期				2 学 期				3 学 期			備 考
	4	5	6	7	9	10	11	12	1	2	3	
1	/	●	日	●	/	●	土	●	/	日	日	
2	/	●	●	●	●	●	日	●	/	●	●	
3	/	土(祝)	●	●	●	●	祝	●	土	●	●	
4	/	日(祝)	●	●	●	土	●	●	日	●	●	
5	土	祝	●	土	●	日	●	●	/	●	●	
6	日	振	●	日	土	●	●	土	/	●	●	
7	/	●	土	●	日	●	●	日	/	土	土	
8	/	●	日	●	●	●	土	●	/	日	日	4/8 中学校入学式予定
9	/	●	●	●	●	●	日	●	●	●	●	4/9 小学校入学式予定
10	●	土	●	●	●	●	●	●	土	●	●	
11	●	日	●	●	●	土	●	●	日	祝	●	3/11 中学3年生給食終了予定
12	土	●	●	土	●	日	●	●	祝	●	●	
13	日	●	●	日	土	祝	●	土	●	●	○	3/13 中学校卒業式予定
14	●	●	土	●	日	●	県	日	●	土	土	
15	●	●	日	●	祝	●	土	●	●	日	日	
16	●	●	●	●	●	●	日	●	●	●	●	
17	●	土	●	/	●	●	●	●	土	●	●	
18	●	日	●	/	●	土	●	●	日	●	●	
19	土	●	●	土	●	日	●	●	●	●	●	
20	日	●	●	日	土	●	●	土	●	●	●	
21	●	●	土	/	日	●	●	日	●	土	土(祝)	
22	●	●	日	/	●	●	土	/	●	日	日	
23	●	●	●	/	祝	●	日(祝)	祝	●	●	●	
24	●	土	●	/	●	●	振	/	土	●	◇	3/24 小学校卒業式予定
25	●	日	●	/	●	土	●	/	日	●	/	
26	土	●	●	土	●	日	●	/	●	●	/	
27	日	●	●	日	土	●	●	土	●	●	/	
28	●	●	土	/	日	●	●	日	●	土	土	
29	祝	●	日	/	●	●	土	/	●	/	日	
30	●	●	●	/	/	●	日	/	●	/	/	
31	/	土	/	/	/	●	/	/	土	/	/	
計	14	20	21	12	19	22	17	15	15	19	16	小学校 190日 中学校 190日
	14	20	21	12	19	22	17	15	15	19	16	

注 ○印 小学校のみ供給日  
 ◇印 中学校のみ供給日  
 ●印 小中学校供給日  
 計 上段小学校の回数  
 下段中学校の回数

## ○吉川市立学校給食センター運営委員会規則

昭和50年10月25日  
教委規則第5号

学校給食センター運営委員会規則(昭和46年吉川町教育委員会規則第1号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この規則は、吉川市立学校給食センター条例(昭和45年吉川町条例第22号)第5条の規定に基づき、設置する学校給食センター運営委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学校給食費に関すること。
- (2) その他必要な事項

(事務局)

第3条 委員会の事務局は、吉川市教育委員会教育部学校教育課内に置く。

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 市立小学校長 1名
- (2) 市立中学校長 1名
- (3) 市立小学校PTA会長 2名
- (4) 市立中学校PTA会長 1名
- (5) 市議会議員
- (6) 学識経験者 2名

(役員及び職務)

第5条 委員会に、次の役員を置き、委員の互選により選出する。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 1名
- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ開催する。ただし、会長が必要と認めたときは委員会を招集し、会議を開くことができる。

- 2 吉川市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)は、委員会に諮問し、及び会議に出席して意見を述べることができる。
- 3 吉川市教育委員会教育部学校教育課長(以下「学校教育課長」という。)は、委員会に議案を提出し、会議に出席して発言することができる。
- 4 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 5 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(会議録)

第8条 会議の次第は、会議録に記載し、事務局で保管しなければならない。

- 2 会議録は、会長が事務局の職員の中から学校教育課長の推薦する者を指名して、これを作成させる。
- 3 会議録には、会長、出席委員代表2名及び会議録作成者が署名するものとし、代表2名は会長が指名するものとする。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年教委規則第5号)



この規則は、昭和57年12月20日から施行する。

附 則(昭和61年教委規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年教委規則第2号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成8年教委規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年教委規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年教委規則第3号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成17年教委規則第15号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際次の表の左欄に掲げる職にある者は、別に辞令を發せられない限り同表の左欄に対応する右欄に掲げる職に命じられたものとする。

教育次長	教育部長
副参事	教育部次長
教育総務課長	教育部教育総務課長
学校教育課長	教育部学校教育課長
生涯学習課長	教育部生涯学習課長
スポーツ振興課長	教育部スポーツ振興課長
教育総務課管理係長	教育部教育総務課管理係長
教育総務課課長補佐	教育部教育総務課課長補佐
教育総務課営繕係長	教育部教育総務課営繕係長
学校教育課課長補佐	教育部学校教育課課長補佐
学校教育課庶務担当副主幹	教育部学校教育課庶務担当副主幹
学校教育課庶務担当主査	教育部学校教育課庶務担当主査
学校教育課学校支援担当副主幹	教育部学校教育課学校支援担当副主幹
学校教育課給食保健係長	教育部学校教育課給食保健係長
生涯学習課生涯学習係長	教育部生涯学習課生涯学習係長
生涯学習課市史編さん係長	教育部生涯学習課市史編さん係長
スポーツ振興課スポーツ振興係長	教育部スポーツ振興課スポーツ振興係長

- 3 この規則施行の際次の表の左欄に掲げる課に勤務している者は、別に辞令を發せられない限り、同一の職により、同表の左欄に対応する右欄に掲げる課に勤務を命じられたものとする。

教育総務課	教育部教育総務課
学校教育課	教育部学校教育課
生涯学習課	教育部生涯学習課
スポーツ振興課	教育部スポーツ振興課

附 則(平成18年教委規則第3号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。